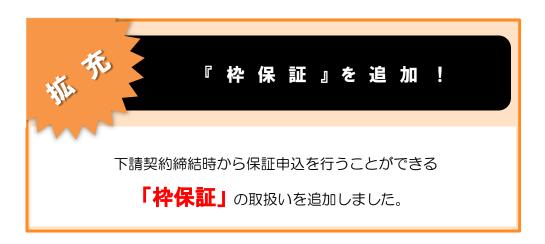
下請債権保全支援事業

保証ファクタリング

「下請債権保全支援事業」の拡充

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が依然として極めて厳しい状況に直面していることから、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援が強化されることとなりました。



『枠保証』とは・・・

- お客様が元請建設企業に対して有する債権(売掛金・手形)を個別に審査・保証する従来の「個別保証」 とは異なり、特定した工事について審査時点では債権額を確認できない将来発生する債権を対象に設定 する保証極度額(保証枠)および保証期間の範囲内で支払を保証するのが『枠保証』です。
- 『枠保証』には「個別保証」にはない次のようなメリットがあります。

100% 保証

元請建設企業との契約後に当社の『**枠保証**』を利用すれば、元請建設企業が倒産しても、保証している工事について保証極度額(保証枠)および保証期間の範囲内で、売掛金・手形を100%保証!

※ただし、保証取引契約の免責条項に該当する場合は、当社は保証債務の履行責任を負いません。

営業 促進

『枠保証』を利用することにより、信用不安のある元請建設企業との取引、 新たな元請建設企業との取引開始などに活用して、貸倒れを気にせずに営業、 さらには下請施工、資材販売を促進!



北保証サービス株式会社

お申込みの前に・・・(ご利用条件)

- 『枠保証』のご利用に際しましては、国土交通省が定める条件の審査および当社所定の審査を行います。
 - ※ ご利用条件は「『下請債権保全支援事業』保証ファクタリングのご案内」の4ページをご参照願います。
 - ※ ただし、『枠保証』利用の場合の事務手数料は、保証審査 (新規・増額・延長)につき、3,150円(消費税込)。 保証極度額の減額・廃止依頼につき、1,050円(消費税込)となります。
- 初めてご利用されるお客様は、お申込みの前に当社までお問い合わせください。
- 審査の結果、お客様のご希望に沿えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

3ご利用の手順

- 『枠保証』につきましては、次を参照のうえご利用願います。
- 詳しくは、当社までお問い合わせください。

元請・下請間の支払と枠保証のイメージ

前提条件

元下支払条件:月末締め→翌月月末払い

現金:手形=50:50/手形サイト90日 下請工事内容:下請負金額600万円、工期4/1~6/30



申 込 手 順

①A工事の契約を締結!

- - -

②A工事における債権発生と 債権残高をシミュレーション!

このシミュレーションによると理想の保証極度額 (保証枠)設定は次のとおり! (保証権度額(保証枠)] 400万円 (保証期間) 4/30~10/31

③保証審査を依頼!

4保証条件を確認!

⑤早速、保証申込み!



詳しくは、当社までお問い合わせください。

北海道建設業信用保証グループ



北保証サービス株式会社

業務部(担当:林・渡邊)

TEL: 011(241)8654 / FAX: 011(222)6601

札幌市中央区北4条西3丁目1番地北海道建設会館4階 URL http://khs-net.jp

〔貸金業者登録番号〕北海道知事(2)石第03008号

KITA HOSHO SERVICE CO,LTD